

令和8年度広告募集案内

広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■募集概要

名 称	公用車への広告掲載
広告掲出場所概要	市水道事業の公用車に有料で掲出する広告を募集します。 マグネットシートを車体に貼り付けるもので、走る広告塔としての宣伝効果が期待できます。また、広告掲出により、市政運営に協力的な事業者であることをアピールできます。 屋外広告物には該当しません。
利用者層等	市民（近隣市町に行くこともあります。）
規格等	縦 30 cm×横 50 cm以内
広告掲出期間	令和8年8月1日から令和9年3月31日までの1か月単位 （1回の申込で最長8か月の掲載が可能） ※1か月単位…各月の1日から同月末日まで（1日が閉庁日の場合は翌開庁日から、月末が閉庁日の場合は当該月の最後の開庁日まで）

■広告料

掲出場所	スペース（縦×横）	枠数	広告料(1枠、税込)
公用車2台 別紙一覧のとおり	①縦 30 cm×横 50 cm以内	1台につき両側面 (2面)	①3,000円/月

※ 掲出場所の配置については尾張旭市水道事業が決定します。

■広告掲載に関する条件

尾張旭市広告掲載要綱、尾張旭市広告掲載基準及び尾張旭市水道事業公用車広告掲載要領を遵守してください。
その他以下に掲げる広告は掲載できません。

<ul style="list-style-type: none">・発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用するもの・地色が赤色、黄色又はこれらに類似するもので、信号機、道路標識等の効力を妨げるおそれのあるもの・漫画や文字が過密であるものなど、他の運転者の注意力を散漫にさせるおそれのあるもの

■広告の制作等

- ・掲載する広告内に、「広告」である旨を明記してください（縦3cm×横5cm以上）。
- ・申込時に広告原稿案を提出し、原稿内容の審査を受けてください。
（広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。）
- ・広告は、マグネットシートを広告主の費用と責任において作成してください。車体への直接塗装はできません。
- ・市水道事業が定める最終締切までに広告物（マグネットシート）をご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合または掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。

■申込み

申込方法	申込書、会社概要、広告原稿案を郵送、メールか直接下記申込先へ提出してください。 ※複数車両のお申込みも可能です。
事業者選定方法	先着順 ※1日単位で締め切ります。同日に受けたお申込は、同順位として取扱います。 同日内に空き枠数を越えた場合は、尾張旭市水道事業が抽選を行い、決定します。 ※「同日」の扱いは、原則開庁時間とします。閉庁後に受領した申込は、翌開庁日の受付分と同順位とします。
申込期間	随時 ※掲出希望開始月の前々月末までにお申込みください。
申込先	(担当課名) 尾張旭市上下水道部経営政策課 (所在地) 〒488-8666 尾張旭市東大道町原田 2600-1 (TEL) 0561-76-8193 (メールアドレス) keiei@city.owariasahi.lg.jp
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・申込後、車両の所管課から掲載決定通知や等のご連絡をさせていただきます。 ・広告掲出期間中の天災その他の不可抗力による広告の毀損又は紛失及び第三者による広告の毀損、盗難等が生じた場合は、広告主において再度広告を作成し、掲出するものとします。 ・提出された書類等は返却しません。 ・その他広告掲出期間中に支障が生じたときは、広告主と尾張旭市水道事業が協議の上、解決するものとします。

■広告掲出場所等の写真



(縦 30 cm × 横 50 cm)



(縦 25 cm × 横 40 cm)



(縦 30 cm × 横 50 cm)



(縦 30 cm × 横 50 cm)